

平成 23 年度 ふくい柱プレゼント事業 Q & A 集

Q 1 対象住宅の条件で、県内で伐採された原木を、県内で加工した木材に限るとなっているが、県内で製材し、他県でプレカットした場合は、対象となるのか？

A 1 県外でプレカットした場合も対象となる、

Q 2 事業申込書を提出したが、実施途中、外材から県産材に変更した場合どうするのか？

A 2 無償提供相当額に左右するので、変更した時点で、すみやかに事務局へ相談してください。

Q 3 県産材を使用した集成材の柱等については、対象となるのか？

A 3 集成材についても、対象となる。

Q 4 県産材の証明について

A 4 実施要綱第 8 の（5）により、合法木材証明書、伐採届の写し、保安林伐採許可の写し、森林施業計画認定書の写しの他、納品伝票等で産地の流れを確認することとしています。

なお、柱プレゼント事業は、県木連が実施主体となっているため、県木連が行う新築やリフォームの県産材納入証明書については、不要としています。